

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美波町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施している。

評価実施機関名

徳島県美波町長

公表日

平成28年2月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づく第一号及び第二号被保険者の資格管理(被保険者証の交付・変更・喪失等)、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付に関する事務</p> <p>番号法別表1項番 68 介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であり、以下を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務2. 被保険者証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。)3. 介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務4. 要介護認定、要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務5. 要支援認定、要支援更新認定又は要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務6. 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務7. 居宅介護サービス費等の額の特例又は介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務8. 保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務9. 保険給付の支払の一時差止に関する事務10. 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保健給付の特例に関する事務11. 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務
③システムの名称	介護保険事務処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険事務処理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第一項番68

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法別表第二項番93、94、95
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長	保健福祉課長 島田 修
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務企画課 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1 0884-77-3611
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務企画課 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1 0884-77-3611

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

